

(19) 日本国特許庁 (JP)

(12) 公開特許公報(A)

(11) 特許出願公開番号

特開2019-13682
(P2019-13682A)

(43) 公開日 平成31年1月31日(2019.1.31)

(51) Int.Cl.
A61B 5/00 (2006.01)

F 1
A 6 1 B 5/00 1 O 2 B
A 6 1 B 5/00 1 O 2 Z

テーマコード (参考)
4C117

審査請求 未請求 請求項の数 5 O L (全 12 頁)

(21) 出願番号 特願2017-135022 (P2017-135022)
(22) 出願日 平成29年7月10日 (2017. 7. 10)

(71) 出願人 000112602
フクダ電子株式会社
東京都文京区本郷3-39-4

(74) 代理人 100105050
弁理士 鷺田 公一

(72) 発明者 坂田 泰典
東京都文京区本郷3丁目39番4号 フクダ電子株式会社内

(72) 発明者 本宮 宣明
東京都文京区本郷3丁目39番4号 フクダ電子株式会社内

(72) 発明者 林 裕樹
東京都文京区本郷3丁目39番4号 フクダ電子株式会社内

最終頁に続く

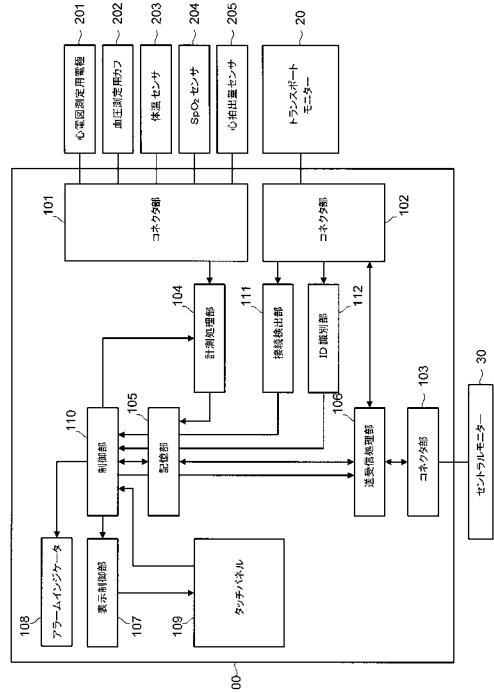
(54) 【発明の名称】 ベッドサイドモニター

(57) 【要約】

【課題】医療従事者による「継続（又は再開）」のボタンの押し忘れによる不都合を防止できるベッドサイドモニターを提供すること。

【解決手段】ベッドサイドモニター 100 は、トランスポートモニター 20 との接続を検出する接続検出部 111 と、トランスポートモニター 20 が未接続状態から接続状態となったことが検出された場合、中断モードに設定されたときに接続されていたトランスポートモニター 20 の患者 ID と今回接続状態となったトランスポートモニター 20 の患者 ID とが同一であるか否かを識別する ID 識別部 112 と、中断モードに設定されたとき又は中断モードに設定される直前に接続されていたトランスポートモニター 20 の患者 ID と、今回接続状態となったトランスポートモニター 20 の患者 ID とが同一であると識別された場合、自装置のモニタリングを中断モードからモニタリングモードに復帰させる制御部 110 と、を有する。

【選択図】図 3



【特許請求の範囲】

【請求項 1】

ベッドサイドモニターと、前記ベッドサイドモニターに接続可能な可搬型のトランスポートモニターと、を有する生体情報モニタリングシステムに用いられる前記ベッドサイドモニターであって、

自装置のモニタリングを中断モードに設定操作可能な操作部と、

前記トランスポートモニターとの接続を検出する接続検出部と、

前記接続検出部によって前記トランスポートモニターが未接続状態から接続状態となつたことが検出された場合、中断モードに設定されたときに接続されていたトランスポートモニターの患者IDと今回接続状態となつたトランスポートモニターの患者IDとが同一であるか否かを識別するID識別部と、

前記ID識別部によって、中断モードに設定されたときに又は中断モードに設定される直前に接続されていたトランスポートモニターの患者IDと、今回接続状態となつたトランスポートモニターの患者IDとが同一であると識別された場合、自装置のモニタリングを中断モードからモニタリングモードに復帰させるための処理を実行する制御部と、

を具備するベッドサイドモニター。

【請求項 2】

前記制御部は、前記中断モードからモニタリングモードに復帰させるための処理として、自装置のモニタリングを中断モードから強制的にモニタリングモードに復帰させる処理を行う、

請求項1に記載のベッドサイドモニター。

【請求項 3】

前記制御部は、前記中断モードからモニタリングモードに復帰させるための処理として、モニタリングの復帰操作をユーザーに促す表示を行う、

請求項1に記載のベッドサイドモニター。

【請求項 4】

自装置から前記トランスポートモニターが外されたことが前記接続検出部によって検出されたときに、中断モード又は退床モードを選択するための画面を表示する、

請求項1に記載のベッドサイドモニター。

【請求項 5】

ベッドサイドモニターと、前記ベッドサイドモニターに接続可能な可搬型のトランスポートモニターと、を有する生体情報モニタリングシステムに用いられる前記ベッドサイドモニターであって、

自装置のモニタリングを中断モードに設定操作可能な操作部と、

前記トランスポートモニターとの接続を検出する接続検出部と、

前記接続検出部によって前記トランスポートモニターが未接続状態から接続状態となつたことが検出された場合、中断モードに設定されたときに接続されていたトランスポートモニターの患者IDと今回接続状態となつたトランスポートモニターの患者IDとが同一であるか否かを識別するID識別部と、

を具備し、

前記接続検出によって、自装置に前記トランスポートモニターが接続されたことが検出され、かつ、前記ID識別部によって、中断モードに設定されたときに又は中断モードに設定される直前に接続されていたトランスポートモニターの患者IDと、今回接続状態となつたトランスポートモニターの患者IDとが異なると識別された場合、

前記トランスポートモニターに設定されている患者IDに紐付けられた患者情報を使うモード、自装置に設定されている患者IDに紐付けられた患者情報を使うモード、又は、新規に患者情報を入力してモニタリングを開始するモード、のうちのいずれかのモードをユーザーに選択させるための画面を表示する、

ベッドサイドモニター。

10

20

30

40

50

【発明の詳細な説明】**【技術分野】****【0001】**

本発明は、可搬型のトランスポートモニターを接続可能なベッドサイドモニターに関する。

【背景技術】**【0002】**

病院などの医療現場においては、一人一人の患者の生体情報（例えば、心電図、血圧、呼吸回数、脈拍など）を、隨時、収集したり、分析したり、表示したりすることが必要となる。また、患者は、病室、検査室、手術室などを移送されることになるので、その患者の生体情報の収集も患者の移送と一緒に行う必要がある。小型の医療用ポータブルモニタシステム（例えば特許文献1、2参照）が広く用いられている。

10

【0003】

この種のシステムとして、据置型のベッドサイドモニターに可搬型のトランスポートモニターを接続可能（具体的にはドッキング及び取り外し可能）とされたものがある。なおこの種のベッドサイドモニターは、トランスポートモニターに対するホストモニターと言うこともできる。

【0004】

トランスポートモニターは、心電図測定用電極などが接続される端子部、小型ディスプレイ、データ記憶装置、及び、バッテリなどを有し、患者が移送中でも生体情報を途切れなく取得し、それを表示及び記録することができる。患者の移送中にトランスポートモニターに記録された生体情報は、トランスポートモニターがベッドサイドモニターにドッキングされた際にベッドサイドモニターに転送される。ベッドサイドモニターに転送された生体情報は、ベッドサイドモニターに接続されたセントラルモニターにも送られる。

20

【0005】

このようなトランスポートモニターを有するシステムを用いれば、移送中の患者の生体情報を容易に取得できる。また、ベッドサイドモニターにトランスポートモニターをドッキングするように構成したことにより、患者に装着された生体情報取得用の電極などをベッドサイドモニターとトランスポートモニターとの間で接続し直すことなく、トランスポートモニターをベッドサイドモニターに抜き差しするだけで生体情報の測定を継続できる。

30

【先行技術文献】**【特許文献】****【0006】**

【特許文献1】特表平8-504345号公報

【特許文献2】特表平8-504531号公報

【発明の概要】**【発明が解決しようとする課題】****【0007】**

ベッドサイドモニターからトランスポートモニターが外されるケースとしては、(i)トランスポートモニターが一旦ベッドサイドモニターから外されるが、患者が検査室などに行った後に再び戻って来てトランスポートモニターが元のベッドサイドモニターに接続されてモニタリングが継続されるケース、(ii)患者が他の病棟へと移送され、それに伴ってトランスポートモニターが他のベッドサイドモニターに接続されるケース、(iii)トランスポートモニターが意図せずにベッドサイドモニターから外れてしまったケース、などがある。

40

【0008】

ここで、ベッドサイドモニターには、一般に、「入床」、「中断」、「退床」、「継続（又は再開）」などのボタンが用意されている。患者の入床時には入床ボタンが操作され、患者名や患者IDなどが入力されることで、ベッドサイドモニターと患者とが紐付けさ

50

れる。次に、上記(i)のようなケースでは、ベッドサイドモニターからのトランスポートモニターの取り外し時に「中断」のボタンが操作され、ベッドサイドモニターへのトランスポートモニターの再接続時に「継続(又は再開)」のボタンが操作される。上記(i)のようなケースでは、ベッドサイドモニターからのトランスポートモニターの取り外し時に「退床」のボタンが操作される。

【0009】

ところで、上記(i)のようなケースにおいて、看護師や医師などの医療従事者がベッドサイドモニターへのトランスポートモニターの再接続時に「継続(又は再開)」のボタンを操作しなかった場合、トランスポートモニターがそのベッドサイドモニターに接続されているにもかかわらず、そのベッドサイドモニターは中断モードのままとなり、そのベッドサイドモニターに接続されているセントラルモニターでは、そのベッドサイドモニターでモニタリングが行われていないと認識されることになる。

10

【0010】

この結果、実際には患者がそのベッドサイドモニターが設置されている床にてモニタリングを行っているにもかかわらず、セントラルモニターを見ている医療従事者は、そのベッドサイドモニターはモニタリングが中断されたままであり、患者はその床にはいないと認識することとなり、甚だ不都合である。

【0011】

本発明は、以上の点を考慮してなされたものであり、医療従事者による「継続(又は再開)」のボタンの押し忘れによる不都合を防止できるベッドサイドモニターを提供する。

20

【課題を解決するための手段】

【0012】

本発明のベッドサイドモニターの一つの態様は、

ベッドサイドモニターと、前記ベッドサイドモニターに接続可能な可搬型のトランスポートモニターと、を有する生体情報モニタリングシステムに用いられる前記ベッドサイドモニターであって、

自装置のモニタリングを中断モードに設定操作可能な操作部と、

前記トランスポートモニターとの接続を検出する接続検出部と、

前記接続検出部によって前記トランスポートモニターが未接続状態から接続状態となつたことが検出された場合、中断モードに設定されたときに接続されていたトランスポートモニターの患者IDと今回接続状態となつたトランスポートモニターの患者IDとが同一であるか否かを識別するID識別部と、

30

前記ID識別部によって、中断モードに設定されたときに又は中断モードに設定される直前に接続されていたトランスポートモニターの患者IDと、今回接続状態となつたトランスポートモニターの患者IDとが同一であると識別された場合、自装置のモニタリングを中断モードからモニタリングモードに復帰させるための処理を実行する制御部と、

を具備する。

【発明の効果】

【0013】

本発明によれば、医療従事者による「継続(又は再開)」のボタンの押し忘れによる不都合を防止できる。

40

【図面の簡単な説明】

【0014】

【図1】実施の形態に係るベッドサイドモニター及びトランスポートモニターのドッキング(接続)の様子を示す図であり、図1Aはベッドサイドモニターからトランスポートモニターを取り外す様子を示す図、図1Bは患者と一緒にトランスポートモニターを移動させる様子を示す図、図1Cはベッドサイドモニターにトランスポートモニターをドッキングさせる様子を示す図

【図2】実施の形態のベッドサイドモニター及びトランスポートモニターが接続される院内システムの概略構成を示す図

50

【図3】実施の形態のベッドサイドモニターの構成を示すブロック図

【図4】トランスポートモニターがベッドサイドモニターから外されたときにタッチパネルに表示される画面を示す図

【図5】トランスポートモニターがベッドサイドモニターに接続されたときにタッチパネルに表示される患者選択画面を示す図

【図6】実施の形態の動作の説明に供するフロー図

【発明を実施するための形態】

【0015】

以下、本発明の実施の形態を、図面を参照して説明する。

【0016】

<1>全体構成

先ず、実施の形態の全体構成及び前提構成について説明する。

【0017】

図1は、ベッドサイドモニター11、12及びトランスポートモニター20のドッキング(接続)の様子を示す図である。ここで、図示していないが、トランスポートモニター20には、心電図測定用電極などの患者の生体情報を取得するための生体情報検出部が接続されている。

【0018】

患者が、ベッドサイドモニター11が配置された場所からベッドサイドモニター12が配置された場所へと移送される場合、医師や看護師などの医療従事者はベッドサイドモニター11からトランスポートモニター20を取り外し(図1A)、患者と一緒にトランスポートモニターを移動させた(図1B)後、ベッドサイドモニター12にトランスポートモニター20をドッキングさせる(図1C)。このようにすることで、患者の移送中でもトランスポートモニター20によってその患者の生体情報を取得することができる。

【0019】

ここで、トランスポートモニター20の底面や側面、及び、それに対応するベッドサイドモニター11、12の面には、ドッキングしたときに互いに電気的に接続するコネクタ部が設けられており、これにより、トランスポートモニター20とベッドサイドモニター11、12は、このコネクタ部を介して互いに生体情報及び設定情報などの情報を送受できるようになっている。

【0020】

ベッドサイドモニター11、12とトランスポートモニター20とを互いに比較した場合の各装置の特徴は以下の通りである。

【0021】

ベッドサイドモニター：

- ・ベッドサイドに据え置いて設置されることが想定されており、トランスポートモニターよりも重い。

- ・表示できる生体情報のパラメータの数がトランスポートモニターよりも多い。

- ・接続できる外部機器の数がトランスポートモニターよりも多い。

- ・ディスプレイがトランスポートモニターよりも大きく、拡張ディスプレイも接続できる。

- ・セントラルモニターにネットワーク接続されることが前提となっている。

【0022】

トランスポートモニター：

- ・持ち運びすることが想定されており、ベッドサイドモニターよりも小型で軽い。

- ・表示できる生体情報のパラメータの数がベッドサイドモニターよりも少ない。

- ・接続できる外部機器の数がベッドサイドモニターよりも少ない。

- ・ディスプレイがベッドサイドモニターよりも小さい。

- ・移動中に患者の生体情報を記録できるメモリを有する。このメモリは、例えば10日間分の生体情報を記録できる容量を有する。

10

20

30

40

50

【0023】

なお、ベッドサイドモニターとトランスポートモニターは必ずしも上述の特徴の全てを有する必要は無いが、少なくともトランスポートモニターはベッドサイドモニターよりも小型で軽く構成されており、持ち運び可能である。

【0024】

図2は、本実施の形態のベッドサイドモニター及びトランスポートモニターが接続される病院内システム（以下「院内システム」と呼ぶ）10の概略構成を示す図である。院内システム10では、手術室に1以上のベッドサイドモニター11A～11Xが設置され、ICU(Intensive Care Unit：集中治療室)に1以上のベッドサイドモニター12A～12Xが設置され、病棟に1以上のベッドサイドモニター13A～13Xが設置されている。
10 なお、本明細書で述べる「病棟」とは、手術室やICUなどの特別な処置室を除くいわゆる「一般病棟」のことである。

【0025】

手術室のベッドサイドモニター11A～11Xはセントラルモニター31に接続されており、ICUのベッドサイドモニター12A～12Xはセントラルモニター32に接続されており、病棟のベッドサイドモニター13A～13Xはセントラルモニター33に接続されている。

【0026】

さらに、セントラルモニター31、32、33は、サーバ装置40に接続されている。これにより、ベッドサイドモニター11A～11Xにより取得された生体情報はセントラルモニター31に集約されて表示や記録が行われ、ベッドサイドモニター12A～12Xにより取得された生体情報はセントラルモニター32に集約されて表示や記録が行われ、ベッドサイドモニター13A～13Xにより取得された生体情報はセントラルモニター33に集約されて表示や記録が行われる。また、セントラルモニター31、32、33で取得された生体情報はサーバ装置40に集約されて記録される。サーバ装置40は、例えばセントラルモニター31、32、33やベッドサイドモニター11A～11X、12A～12X、13A～13Xの要求に応じて、記録した生体情報をセントラルモニター31、32、33やベッドサイドモニター11A～11X、12A～12X、13A～13Xに送ることができる。
20 30

【0027】

トランスポートモニター20は、各ベッドサイドモニター11A～11X、12A～12X、13A～13Xにドッキング（接続）可能であり、患者と一緒に移動し、患者が移送された先のベッドサイドモニター11A～11X、12A～12X、13A～13Xにドッキング（接続）される。

【0028】

なお、図2では、院内システム10を示したが、トランスポートモニター20は、例えば救急車内に設けられたベッドサイドモニターにドッキング（接続）することもできる。

【0029】

<2>ベッドサイドモニターの構成

図3は、本実施の形態のベッドサイドモニター100の構成を示すブロック図である。ベッドサイドモニター100は、図1及び図2のベッドサイドモニター11A～11X、12A～12X、13A～13Xとして用いられるものである。
40

【0030】

ベッドサイドモニター100は、コネクタ部101、102、103を有する。

【0031】

コネクタ部101は、患者に装着された生体情報検出部をベッドサイドモニター100に接続するためのコネクタである。コネクタ部101には、心電図を検出するための心電図測定用電極201、血圧を検出するための血圧測定用カフ202、体温を検出するための体温センサ203、SpO₂を検出するためのSpO₂センサ204、及び心拍出量を検出するため的心拍出量センサ205等の生体情報検出部が接続される。
50

【0032】

コネクタ部102には、トランスポートモニター20が接続される。コネクタ部103には、セントラルモニター30が接続される。

【0033】

計測処理部104は、所定の計測処理を実行することで、コネクタ部101に接続された生体情報検出部（心電電極201、血圧測定用カフ202、体温センサ203、SpO₂センサ204及び心拍出量センサ205）を用いて患者の生体情報を計測する。なお、上記生体情報検出部を用いた各種生体情報の計測方法については従来周知のものを適用可能であるため、ここではその詳細な説明を省略する。計測処理部104によって得られた生体情報は、記憶部105に記憶されるとともにタッチパネル109に表示される。

10

【0034】

一方、トランスポートモニター20によって取得された生体情報は、コネクタ部102及び送受信処理部106を介して記憶部105に記憶される。因みに、トランスポートモニター20の移動中にトランスポートモニター20によって取得された生体情報は、一旦トランスポートモニターの記憶部（図示せず）に記憶され、ベッドサイドモニター100と接続されたときにコネクタ部102及び送受信処理部106を介してベッドサイドモニター100の記憶部105に転送記憶される。

【0035】

記憶部105に記憶された生体情報は、送受信処理部106及びコネクタ部103を介してセントラルモニター30に送られる。これにより、セントラルモニター30では、ベッドサイドモニター100及びトランスポートモニター20で取得された生体情報を表示及び記録することができる。

20

【0036】

制御部110は、計測処理部104、送受信部106、表示制御部107及びアラームインジケータ108を制御する。

【0037】

タッチパネル109は、表示制御部107によって制御され、生体情報を計測値又は波形の形式で表示する。また、タッチパネル109は、生体情報を表示する表示機能を有するだけでなく、操作者による入力操作を受け付ける操作入力部としての機能も有する。具体的には、タッチパネル109におけるユーザーのタッチ操作を示す情報がタッチパネル109から制御部110に送られ、制御部110はタッチ操作に従って、タッチパネル109上での表示変更やベッドサイドモニター100のモード変更、各種の登録処理などを行う。

30

【0038】

アラームインジケータ108は、ベッドサイドモニター100の筐体上部などに設けられており、制御部110によって生体情報に異常が生じたと判定されたときに例えば赤色に発光するようになっている。

【0039】

また、ベッドサイドモニター100は、接続検出部111及びID識別部112を有する。接続検出部111は、コネクタ部102にトランスポートモニター20が接続されているか否かを検出し、検出結果を制御部110に送出する。ID識別部112は、コネクタ部102に接続されたトランスポートモニター20に設定されている患者IDをコネクタ部102を介して入力し、この患者IDが以前に接続されたトランスポートモニター20の患者IDと同じか否かを識別し、識別結果を制御部110に送出する。

40

【0040】

トランスポートモニター20がベッドサイドモニター100から外された場合、接続検出部111によってこのことが検出され、タッチパネル109には、図4に示す画面が表示される。ユーザー（医療従事者）によって「モニター中断」ボタンがタッチされると、ベッドサイドモニター100はモニタリングの中止モードとなり、生体情報のモニタリングを中断する。これに対して、ユーザーによって「退床」ボタンがタッチされると、ベッ

50

ドサイドモニター 100 は退床処理を行う。

【0041】

トランスポートモニター 20 がベッドサイドモニター 100 に接続された場合、接続検出部 111 によってこのことが検出され、タッチパネル 109 には、図 5 に示す患者選択画面が表示される。ユーザーは、この画面において、トランスポートモニター 20 に設定されている患者 ID に紐付けられた患者情報を使うモード、本装置（ベッドサイドモニター 100）に設定されている患者 ID に紐付けられた患者情報を使うモード、又は、新規に患者情報を入力してモニタリングを開始するモードのうちのいずれかを選択できる。

【0042】

<3> 実施の形態の動作

10

図 6 は、本実施の形態の動作の説明に供する図である。

【0043】

状態 M1において、トランスポートモニター 20 とベッドサイドモニター 100 とが接続中であり、患者 A の生体情報がモニタリングされている。この状態では、トランスポートモニター 20 とベッドサイドモニター 100 とで患者 ID が同一となっている（つまり、患者 A の患者 ID となっている）。

【0044】

状態 M2において、トランスポートモニター 20 がベッドサイドモニター 100 から外され、患者 A が移送される。このとき、ベッドサイドモニター 20 はトランスポートモニター 100 の外れを接続検出部 111 により検出し、タッチパネル 109 にモニタリング中断確認画面（図 4）を表示する。

20

【0045】

状態 M3において、ユーザーがモニター中断ボタンをタッチ操作する。この結果、ベッドサイドモニター 100 はモニタリング中断モードとなる。

【0046】

状態 M4において、患者 A のトランスポートモニター 20 が戻って来たとする。このとき、ベッドサイドモニター 100 は ID 識別部 112 によって患者 ID が同一のトランスポートモニター 20 が戻って来たことを検知する。そして、ベッドサイドモニター 100 は、状態 M6 に移って、モニタリング中断を解除する。

30

【0047】

これに対して、状態 M5において、患者 B のトランスポートモニター 20 が接続されたとする。このとき、ベッドサイドモニター 100 は ID 識別部 112 によって患者 ID が異なるトランスポートモニター 20 が接続されたことを検知する。そして、ベッドサイドモニター 100 は、状態 M7 に移って、タッチパネル 109 に患者選択画面（図 5）を表示することで、患者選択確認処理を行う。

【0048】

このように、本実施の形態のベッドサイドモニター 100 は、トランスポートモニター 20 が外されて、モニタリング中断モードとなった後に、トランスポートモニター 20 が接続されると、接続されたトランスポートモニター 20 の患者 ID が中断モードとなったときの患者 ID と同じか否か検知し、患者 ID が同じ場合には強制的に中断モードを解除する。この結果、医療従事者による「継続（又は再開）」のボタンの押し忘れによって、トランスポートモニター 20 が接続されているにも関わらずベッドサイドモニター 100 が中断モードのままとなることを防止できる。

40

【0049】

<4> 実施の形態の効果

以上説明したように、本実施の形態によれば、ベッドサイドモニター 100 は、自装置のモニタリングを中断モードに設定操作可能な操作部（タッチパネル 109）と、トランスポートモニター 20 との接続を検出する接続検出部 111 と、接続検出部 111 によってトランスポートモニター 20 が未接続状態から接続状態となったことが検出された場合、中断モードに設定されたときに接続されていたトランスポートモニター 20 の患者 ID

50

と今回接続状態となったトランスポートモニター20の患者IDとが同一であるか否かを識別するID識別部112と、ID識別部112によって、中断モードに設定されたとき又は中断モードに設定される直前に接続されていたトランスポートモニター20の患者IDと、今回接続状態となったトランスポートモニター20の患者IDとが同一であると識別された場合、自装置のモニタリングを中断モードから強制的にモニタリングモードに復帰させる制御部110と、を有する。これにより、医療従事者による「継続(又は再開)」のボタンの押し忘れによる不都合を防止できるベッドサイドモニター100を実現できる。

【0050】

上述の実施の形態は、本発明を実施するにあたっての具体化の一例を示したものに過ぎず、これらによって本発明の技術的範囲が限定的に解釈されなければならないものである。すなわち、本発明はその要旨、またはその主要な特徴から逸脱することの無い範囲で、様々な形で実施することができる。

10

【0051】

上述の実施の形態では、ID識別部112によって、中断モードに設定されたとき又は中断モードに設定される直前に接続されていたトランスポートモニター20の患者IDと、今回接続状態となったトランスポートモニター20の患者IDとが同一であると識別された場合、自装置のモニタリングを中断モードから強制的にモニタリングモードに復帰させる場合について述べたが、本発明はこれに限らず、強制的にモニタリングモードに復帰させるのではなく、モニタリングの復帰操作をユーザーに促す表示を行うようにしてもよい。例えば、「トランスポートモニターが接続されました。継続ボタンを押してください。」などの表示を行ってもよい。要は、ID識別部112によって、中断モードに設定されたときに又は中断モードに設定される直前に接続されていたトランスポートモニター20の患者IDと、今回接続状態となったトランスポートモニター20の患者IDとが同一であると識別された場合、自装置のモニタリングを中断モードからモニタリングモードに復帰させるための処理を実行すればよい。このようにすれば、上述の実施の形態と同様の効果を得ることができる。

20

【0052】

また、上述の実施の形態のトランスポートモニターは、テレメータと読み換えて実施することもできる。つまり、本発明のトランスポートモニターは、ベッドサイドモニターに接続可能である、移動可能な生体情報測定装置を意味する。

30

【産業上の利用可能性】

【0053】

本発明は、トランスポートモニターを接続可能なベッドサイドモニターに広く適用可能である。

【符号の説明】

【0054】

11、11A～11X、12、12A～12X、13A～13X、100 ベッドサイドモニター

40

20 トランスポートモニター

107 表示制御部

109 タッチパネル

110 制御部

111 接続検出部

112 ID識別部

【図1】

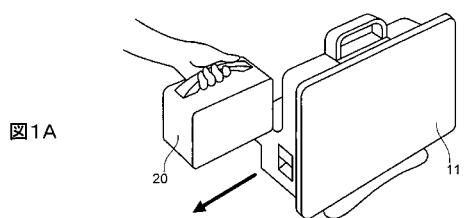


図1B

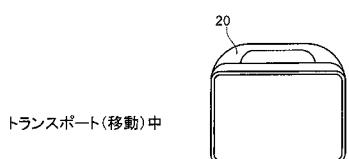
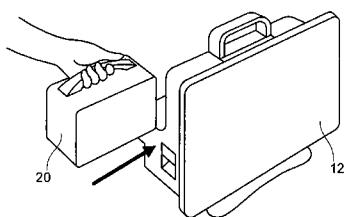
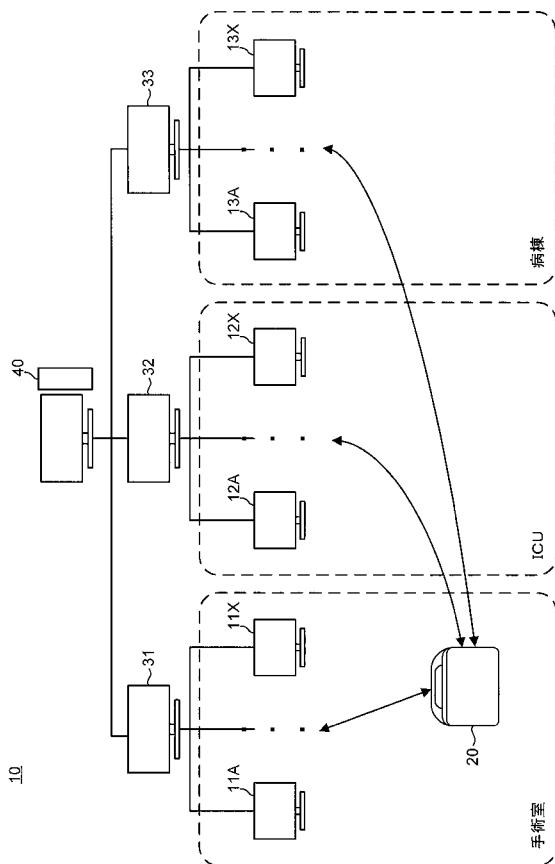


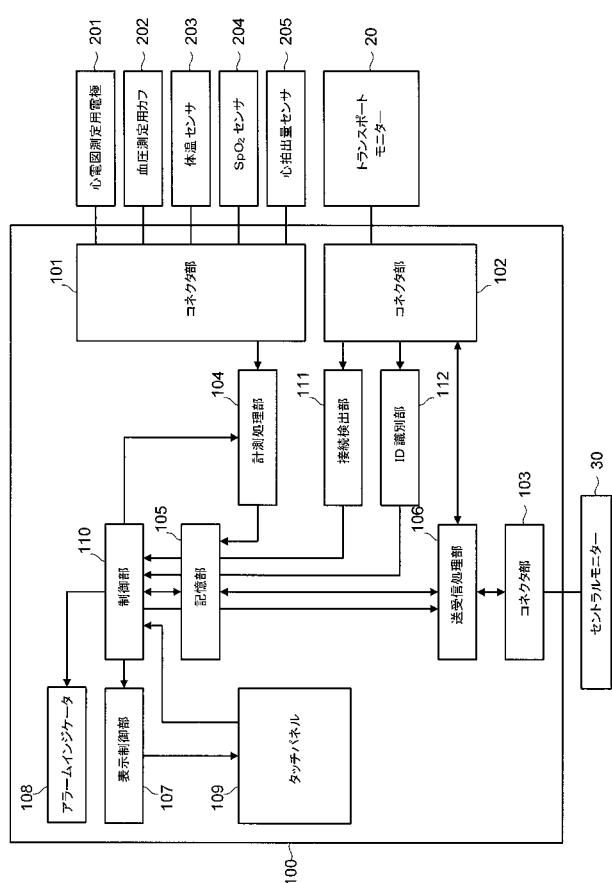
図1C



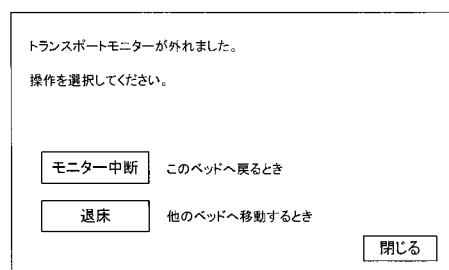
【図2】



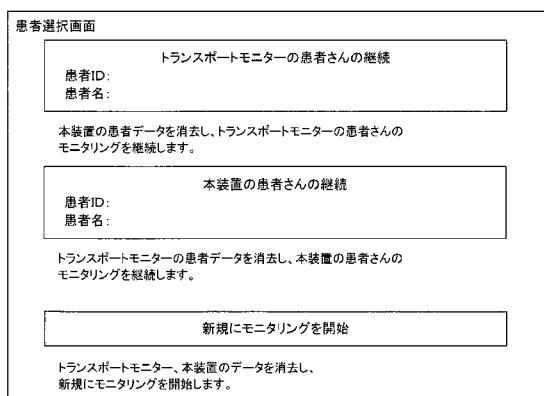
【図3】



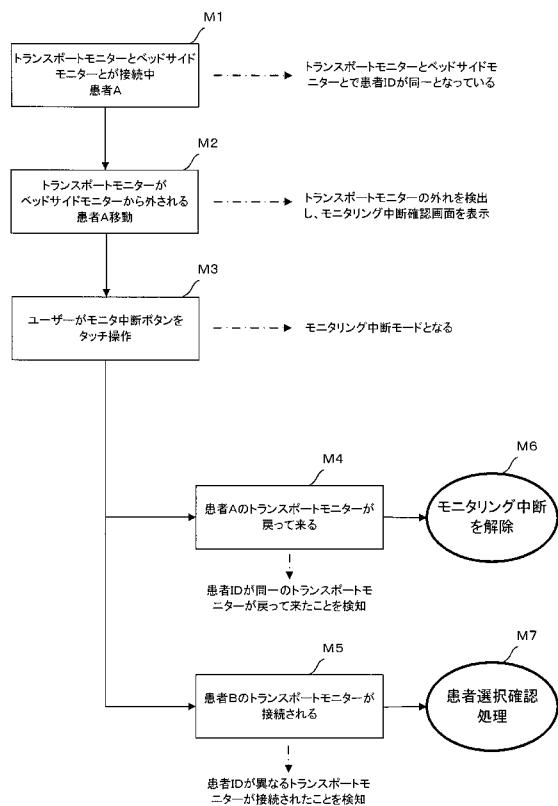
【図4】



【図5】



【図6】



フロントページの続き

(72)発明者 佐藤 真司

東京都文京区本郷3丁目39番4号 フクダ電子株式会社内

F ター△(参考) 4C117 XA04 XB03 XB04 XC02 XE13 XE15 XE17 XE23 XE37 XE58
XE64 XG22 XJ13 XJ43 XJ44 XJ47 XL03 XM02 XQ08

专利名称(译)	床边监视器		
公开(公告)号	JP2019013682A	公开(公告)日	2019-01-31
申请号	JP2017135022	申请日	2017-07-10
[标]申请(专利权)人(译)	福田电子株式会社		
申请(专利权)人(译)	福田电子株式会社		
[标]发明人	坂田 泰典 林 裕樹 佐藤 真司		
发明人	坂田 泰典 本宮 宣明 林 裕樹 佐藤 真司		
IPC分类号	A61B5/00		
FI分类号	A61B5/00.102.B A61B5/00.102.Z		
F-TERM分类号	4C117/XA04 4C117/XB03 4C117/XB04 4C117/XC02 4C117/XE13 4C117/XE15 4C117/XE17 4C117/XE23 4C117/XE37 4C117/XE58 4C117/XE64 4C117/XG22 4C117/XJ13 4C117/XJ43 4C117/XJ44 4C117/XJ47 4C117/XL03 4C117/XM02 4C117/XQ08		
外部链接	Espacenet		

摘要(译)

作为新闻界的“继续(或重新启动)”按钮忘了提供可由医务人员防止不便由于床旁监护仪。床边监测器100包括连接检测单元111，用于检测到运输监测器20的连接，如果所述运输监测器20从非连接状态下，暂停模式下检测到连接状态的ID识别单元112识别的运输监测器20的患者ID是否为同一成为运输监测器20，其连接在当前连接状态之间时，它被设置，则挂起模式的患者ID如果之前它被设置为或挂起模式时集，运输监测器20的患者ID成为这种连接状态被识别为相同的运输监测器20的患者ID立即接通，并且控制单元110用于将其自身设备的监视从中断模式返回到监视模式。点域

